

米子市農業委員会告示第1号

所有者を確知することができない農地について

次に示す農地は、農地法(昭和27年法律第229号)第32条第2項及び第3項(これらの規定を同法第33条第2項において準用する場合を含む。)の規定による探索を行った結果(農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第74条の2の規定により探索を行ったとみなされる場合を含む)、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権限に基づき使用及び収益をする者(以下「所有者等」という。)を確知することができないので、同法第32条第3項(同法第33条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示する。

令和元年5月13日

米子市農業委員会
会長 高西史郎



1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積	農地に関する権利の種類	農地法第32条又は第33条の該当条項等	農地の所有者等の情報
米子市水浜字地アミ 352 番	田	2,978平方メートル	所有権	第32条第1項第1号	登記名義人 米子市水浜 25 番地 石原初枝
米子市水浜字砂田 397 番	田	3,016平方メートル	所有権	第32条第1項第1号	
米子市水浜字ク子田 416 番	田	1,919平方メートル	所有権	第33条第1項	

備考

農地法第32条第1項第1号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

農地法第33条第1項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

2 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して6か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に、当該農地についての権限を証する書類を添えて、米子市農業委員会に提出するものとする。

(1) 申出を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(2) 当該農地の所在、地番、地目及び面積

3 この公示の日から起算して6か月以内に、所有者等から2に定めるところによる申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。

農地番号	所在地	地番	地目	面積	備考